

今号の主な内容は「①アスベスト裁判の最新の状況、②JMITU・目黒組合員の2つの裁判の判決、③京都職対連の京都労働局要請、④メンタルサポート京都の公開講座 2025、⑤この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング、⑥今月のお勧めの2冊」です。

I アスベスト裁判の最近の状況



1月17日、建設アスベスト京都訴訟の4陣訴訟の追加提訴が行われ、4陣訴訟の原告は被災者単位で14名となりました。昨年の12月26日には、東京の1陣訴訟の差戻し審で、東京高裁は、すべての建材メーカーの警告表示義務違反を認め、シェア率10%以上の建材メーカー7社に対し、国の建設アスベスト給付金と同額の和解金の支払いを求める和解案を提示しました。

1月23日、宇治のユニチカ工場で働いていてアスベストに曝露し悪性胸膜中皮腫を発症した、元ユニチカ労働者の河合敏彦さん（京都職対連幹事）が、ユニチカの安全配慮義務違反に対する損害賠償請求訴訟を京都地裁に提訴しました（国との関係では、昨年11月に国が解決金の支払いを認めて和解済み）。



II JMITUの目黒組合員の2つの裁判の判決言渡し



1月16日、大阪高裁は、JMITU京滋地本所属の目黒組合員が長時間勤務と上司からのパワハラによって精神障害を発症したことに対する東近江労基署の労災不支給決定の取消しを求める裁判の控訴審の判決を言い渡しました。「控訴棄却」の不当判決でした。1月30日、目黒君は判決を不服として最高裁に上告しました。1月31日、天津地裁彦根支部は、JMITUの目黒君の会社の安全配慮義務違反に対する損害賠償請求裁判で、原告の主張を認め、違法な裁量労働制適用を認め時間外労働に対する割増賃金の支払いと安全配慮義務違反にもとづく損害賠償を命じる判決を言い渡しました。

III 京都職対連・京都労働局要請

1月28日、京都職対連は、京都労働局に対し、「働くもののいのちと健康・安全を守る要請書」を提出し、懇談・意見交換を行いました。京都職対連からは新田会長、芝井事務局長以下5人が参加し、京都労働局からは労働基準部・監督課、健康安全課、労災補償課、雇用環境・均等室、総務課から6人が対応しました。要請内容は、労災請求及び認定に係わる問題、労災予防の取組み、京都における労働行政の充実・強化に関するもので、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定、長時間・過密労働が疑われる事業場に対する監督指導、年次有給休暇の取得状況、ハラスメントに対する事業主の措置義務の状況の調査と指導などについて意見交換を行いました。



IV メンタルサポート京都・公開講座2025

1月25日、メンタルサポート京都は、京都テルサで、公開講座「だれもが働きやすい職場づくり～『心理的安全性』から考える～」を開催しました。Zoomを含めて40人の参加でした。京都産業保健総合支援センターの辰巳朋子相談員が「『ふと我に返る』をしてますか」と題して講演、京都民医連あすかい病院副院長・精神科医の近藤悟医師が「臨床の現場から」をテーマに講演し、カウンセリングの現場からメンタルサポート京都の清水良子公認心理師が報告をおこないました。参加者から、「自分を大切にすることは周りの人を大切にすることになる」、「心理的安全性の高い職場づくりには職場の風土作りが大切」、「ラインケアやアサーションの重要性を改めて感じた」、「心理的安全性の重要性が良く理解できた」、「日本社会の、空気を読む、なれ合いは心理的安全性が低いとのことでしたが、私も上司の顔色を見て意見を出していることがあり、反省。信頼・尊敬し合える職場作りをしていきたい」などの感想が寄せられました。



V この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

1 ガザ6週間の停戦合意

1月15日、イスラエルとハマスは6週間の停戦と人質解放に合意しました。そして引き続き、「さらなる人質の解放、イスラエルのガザからの完全撤退、恒久停戦について協議する」としています。

1月9日付のイギリスの医学雑誌「ランセット」に掲載されたパレスチナ・ガザ地区でのイスラエル軍の空爆や地上攻撃により亡くなった推定死者数は、「2023年10月から24年6月末までで6万4260人（その内59.1%が女性・子ども・65歳以上の人）」で、パレスチナ保健当局の公式集計より約41%多くなっています。この差は、保健当局の数値は当初病院に運び込まれた遺体のみを数えていたこと、建物のがれきに埋もれたままの人は含まれていないことによるものだとしています。



2 トランプ米大統領就任



1月20日、ドナルド・トランプが、アメリカの第47代大統領に就任しました。トランプ大統領は、就任演説では「米国第一主義」を強調し、「パリ協定」からの離脱、WHO（国際保健機関）からの脱退、移民の強制送還・国境管理の厳格化、性的マイノリティーに配慮する政策の廃止、出生地主義の見直しなどの大統領令に次々と署名しました。

3 オックスファム報告書

1月20日、国際NGO「オックスファム」は、「世界各地で貧困層はいくつもの危機に直面する一方、富裕層の富は急増し、かつてない高さに到達している」と格差拡大を告発する報告書を公表しました。それによれば、「2024年は、世界で新たに204人が億万長者（ビリオネア、資産10億ドル以上）となり、ビリオネア以上の富裕層はこの1年で2兆ドルの資産を増やした。最も裕福な10人は1日平均1千万ドル増やした計算だ。」と述べています。



4 2025年の通常国会開会

1月24日、2025年の通常国会が開会しました。会期は6月22日までの150日間。自公が少数与党になった下で、予算や法案の審議がどうなっていくのか、どのような論戦が行われるのか、大軍拡や税と社会保障など平和とくらしの願いはどうか注目です。



5 2024年の企業倒産1万件を越す！



1月14日、東京商工リサーチは、2024年の企業倒産件数（負債額1千万円以上）が「3年連続の増加・前年比15.1%増の1万6件」と2013年以来11年振りに1万件の大台に乗ったと発表しました。「円安による物価の高騰や人手不足による人件費の高騰が企業収益を圧迫し、幅広い業種で倒産件数が増えた」としています。商工リサーチは、2025年についても、『金利ある世界』の本格的到来で、さらに倒産件数が増えるのではないかと推測しています。

6 トヨタ労災隠し、男女賃金格差、研究者雇止め

1月13日付の「しんぶん赤旗」は、トヨタ自動車のマニュアルでは工場内で労災が起きたとき「とりあえず健康保険」での受診を指示し、労災保険をすぐに使わせないようにしていると報道しました。

1月21日付の「しんぶん赤旗」は、「女性活躍推進法」に基づいて301人以上の企業に公表が義務付けられている男女賃金格差について、正社員の男女間の年収格差が最大で1255万円となっているとする日本共産党政策委員会の調査結果を公表しました。

企業名	推計正社員数		推計平均年収(万円)			男女賃金格差(%)
	男性	女性	男性	女性	差額	
キーエンス	2,817	225	2,160	905	1,255	41.9
ファーストリテイリング	500	1,207	1,748	899	850	51.4
みずほ信託銀行	1,167	1,290	1,499	687	813	45.8
メルカリ	913	402	1,281	480	800	37.5
伊藤忠商事	3,074	1,025	1,952	1,158	795	59.3
ファナック	4,337	352	1,297	511	786	39.4
みずほ銀行	10,384	14,400	1,213	523	690	43.1
長瀬産業	614	361	1,327	701	626	52.8
三菱地所	913	271	1,416	793	623	56.0
ディスコ	2,650	622	1,621	1,020	602	62.9
正社員数合計・年収平均値	27,369	20,154	1,480	613	866	41.4

厚労省データベース(2024年10月10日時点)と23年度の有価証券報告書のデータから推計

1月22日、文部科学省は、大学や研究機関などで有期契約で働く研究者・教員などの雇用状況調査結果を公表しました。それによると、2023年4月から24年4月までの間に無期転換権が発生する前に雇止めされた可能性が濃厚な研究者等が757人となっています。

7 2025年度の年金額の改定と年金制度改革



1月24日、厚生労働省は、2025年度の公的年金の改定について、前年度物価上昇率2.7%を0.8%下回る1.9%増（＝名目手取り賃金変動率2.3%－マクロ経済スライド調整率0.4%）とすると発表しました。厚生年金の夫婦2人のモデル世帯で月23万2784円になるとしています。これで安倍内閣となった2013年以降の13年間で実質8.6%の削減となりました。また、2025年度の年金制度改革については、①パートの厚生年金加入について「年収106万円以上」とする賃金要件や「従業員数51人以上」の企業規模要件をなくし、「週20時間以上」とする勤務要件のみとすること、②「在職老齢年金制度」について年金の減額が始まる基準額（＝賃金と年金の合計額）を現行の月50万円から62万円に引き上げることは確認されましたが、③マクロ経済スライドの終了年度（＝基礎年金部分は2057年で削減率29%、報酬比例部分は2026年で削減率0.4%）を「基礎年金の給付水準を国費と厚生年金の積立金を投入して引き上げて2036年で統一する」という案については2027年以降に判断すると先送りしました。

8 2024年の介護事業所の倒産・廃業が過去最高に

2024年の介護事業者の倒産が、過去最多の172件（前年比40.9%増）となりました（東京商工リサーチ調べ）。これまで最多だった22年の143件を29件上回りました。特に昨年4月の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた「訪問介護」は過去最多の81件（前年比20.8%増）。休廃業・解散を含めても過去最多の784件で、その内訪問介護が529件でした。



9 阪神・淡路大震災から30年



1月17日、震度7の激震が起き死者6434人、負傷者4万3792人、住宅の倒壊約64万棟という未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えました。この30年間、阪神・淡路大震災の教訓を活かしたとりくみがなされてきたのか？—といえ、1年前の能登半島地震の惨状を見ても、答えは「NO!」と言わざるをえません。防災対策は遅れ、避難所生活や仮設住宅の改善は遅々として進んでいません。被災住民の生活再建よりも大型再開発が優先されてきました。南海トラフ地震・首都直下型地震の危険性が叫ばれている今、国民の安全・安心につながる防災対策の強化が求められています。何よりも国民生活よりも大企業の利益を優先する政治を変えていかなくてはなりません。

Ⅲ 今月のお勧めの2冊：「国際法からとらえるパレスチナQ&A」 「私たち一人ひとりのための国際人権法入門」

今月は、ガザと日本の現実を、国際人権法の視点からあらためて考えてみる好書を2冊。

まず1冊目は、**ステファニー・クープさん**（青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科准教授）の「**国際法からとらえるパレスチナQ&A～イスラエルの犯罪を止めるために**」（岩波ブックレット、2024年12月初版、630円+税）。ステファニーさんは、本書を「先進的な憲法を戴く日本で、パレスチナの状況を考えるために、国際法の観点から手がかりとなること」を願ってとして、「イスラエルがガザでやっていることは、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪であり、加害者は処罰されるべきである」、「その背後にあるのは、イスラエルによるパレスチナの占領であり、自衛権の行使の妨害であって、明確に国際法に違反している」と強調し、「一人ひとりのいのちと権利のために」わたしたちができることは何か？！を問いかけています。



2冊目は、**申恵丰**（シンヘボン）さん（青山学院大学法学部冬一万ライツ学科教授）の「**私たち一人ひとりのための国際人権法入門**」（影書房、2024年9月初版、1900円+税）。申さんは、本書を「今の日本で起きている人権問題を中心に、国際人権法の視点を活かしたらどのように考えられるかということになるべくわかりやすく述べていきます。」として、7つの章に分けて、「学ぶ権利を守る～教育のために予算を充てる義務」、「同意のない性交は犯罪～性暴力被害の実情に応じた2023年の刑法改正」、「ビジネスと人権～性的搾取の上に成り立つビジネスは許されない」、「家事労働のかたよりと女性の権利～経済的・社会的平等と家事労働分担は車の両輪」、「民族的差別を受けない権利～会社による差別をやめさせるには」、「外国人の人権～外国人でも、在留資格がなくても、国が守るべき人権がある」、「刑事手続きにおける人権～経済安保の名による人権侵害」ということを論じています。国連憲章と国際人権規約を身近に感じる事ができる好書です。



○ いの健京都センター公開講座「時短のすすめ！～労働時間短縮闘争をどう進めていくのか？～」にご参加を！

- ・ 開催日時・場所：2月25日（火）午後6時30分～8時、ラポール京都6階・北会議室
- ・ 主な内容：いの健京都センターの岩橋事務局長の講演・問題提起と質疑応答・討論
- ・ 参加費：無料。申し込みはいの健京都センターに電話（075-803-2130）かFAX（075-803-2134）かメール（ino-ken@topaz.ocn.ne.jp）で！

